

労災指定医療機関の皆様へ

長野労働局労働基準部労災補償課分室からのお知らせ

令和4年4月1日から

- 1 「労災診療費請求書について」の送付は廃止します。
診療費の請求額と支払額に差異が生じた場合、照会いただければ内容について説明します。
- 2 レセプト用紙の請求方法が変更になります。
FAXによるレセプト用紙の注文受付を廃止します。
4月以降はレセプト提出時等郵送にて請求ください。
送付先を記入した返信用封筒に、送付する枚数に応じた送料分の切手を貼付してください。
詳細は3月中に「レセプト締め切り日のお知らせ」とともに通知します。

問合せ先

長野労働局労働基準部労災補償課分室

電話:026-480-0707 (9:00~16:30)

労災レセプト電算処理システムのおすすめ

労災レセプトオンライン化の5つのメリット

1 査定結果・理由・支払額がわかります。

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診察行為ごとの「査定結果・理由」「支払額」を確認できます。また、それらのファイルのダウンロードも可能です。

2 事前にデータの不備をチェックできます。

請求前に事前の点検(受付前点検)を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできます。記入漏れや誤りのないレセプト作成により、請求業務がスムーズになります。

3 受付時間が延長されます。

土・日・祝日でも毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時までに請求することができます。また、データに不備があり、10日までに請求できなかった件数分は、当月の12日まで修正して請求することができます。

4 個人情報の流出防止など、セキュリティが向上します。

レセプトの搬送(窓口への持参又は送付)時の破損や紛失などを回避できます。オンライン請求は安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

5 電子化による点数が算定できます。

レセプト1件当たり5点の労災電子化加算がされます。
(令和4年3月診療分までの予定です。薬剤費レセプトは対象となりません。)